

季節労働者資格取得支援事業

- 季節労働者の通年雇用化を促進するため、教育訓練の資格取得経費の一部を助成いたします。
- 当協議会指定の教育訓練等を受講し、試験合格（資格取得）した季節労働者の方に受講料等の10分の3の助成金（10万円）を限度に支給します。

①助成対象となる季節労働者

1. 深川市、妹背牛町、北竜町、秩父別町、沼田町に住民登録があり、資格を取得して通年で働くことを希望している季節労働者の方
2. 現在、雇用保険の短期雇用特例被保険者として雇用されている方
3. 現在離職中で、直前の離職に係る雇用保険の被保険者種類が短期雇用特例被保険者であった方（事業年度開始日の1年以上前に離職した方を除く。）など

②助成対象教育訓練

下記資格は、対象教育訓練の一部ですので、詳細はお問い合わせください。

分野	取得を目指す資格（一部抜粋）	
建設関連技能講習	車両系建設機械、小型移動式クレーン、玉掛け	
運転教習	大型、大型特殊、大型二種、けん引、普通二種、中型免許	大型：沼田自動車学校 大型特殊：沼田自動車学校 深川自動車学校 上記教習所で受講できます。
介護員養成研修	介護職員初任者研修、ガイドヘルパー養成研修	
専門分野	マイクロソフトオフィススペシャリスト、建築施工管理技術検定試験	

令和3年3月17日までに資格検定試験の合格が確認できる教育訓練に限ります。
（教育訓練の受講の修了により、資格取得が確認できる場合も含まれます。）

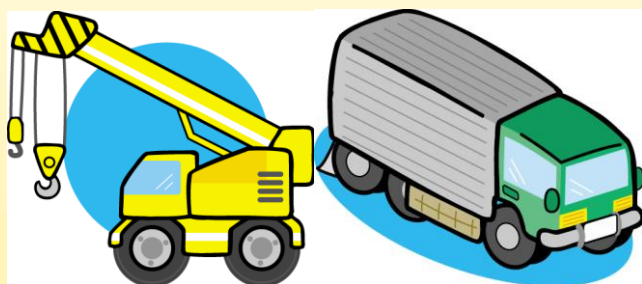
③手続き

■受講までの流れは

1. 受講前に事前の相談及び希望する教育訓練（講座）の実施計画を協議会に提出
2. 協議会の承認を受ける
3. 教育訓練（講座）を受講

となっておりますので、受講前に必ず下記にお問い合わせください。

- 助成金を受領するためには、資格検定試験の合格（教育訓練の受講の修了による資格取得）から1ヵ月以内又は令和3年3月17日のいずれか早い日までに協議会へ助成金を受け取るための申請が必要です。
- 国の「短期訓練受講費」の支給を受けた方は対象になりません。



お問い合わせ・申込先

〒074-8650 深川市2条17番17号
深川地域通年雇用促進支援協議会
（事務局）深川市経済・地域振興部商工労政課内
（電話）0164-26-2264
（FAX）0164-22-8134